

平成22年4月28日、県内JAのお客様宅にJA職員を名乗る者が訪問し、「番号が変わるからキャッシュカードをください。自分が手続きをする。」と言って、キャッシュカードをだまし取る被害が発生いたしました。また、同日、郵便局員を名乗る者が女性宅を訪問し、現金35万円を「預かる」とだまし取るという被害も発生しております。

JA等の金融機関が店舗外でキャッシュカードをお預かりすることはありません。

また、正規の預り証を用いず現金をお預かりすることもありますので、見知らぬ相手にキャッシュカードや現金を安易に渡さぬよう、くれぐれもご注意ください。

不審なことがありましたら、警察・お取引JAまでご連絡ください。

JAバンクホームページからのお知らせ（JAバンクホームページ）

[警察官やJA職員を名乗るニセモノにご注意ください | JAバンク](#)